

発行：別府市水道局
発行部数：5,000部
所在地：別府市大字別府字野口原3088番27
電話：0977-23-0361（代表）
URL：http://www.city.beppu.oita.jp/suido

僕がみんなからの
質問に答えるよ！



スウィッキー
別府市水道局公式キャラクター

お客さまからの質問にお答えします!!

「こんなときどうすれば・・・？」など、お客さまから水道局へよくお問い合わせをいただく質問をまとめてみました。この他にも質問などがあれば、お気軽にご連絡ください。

Q 『水道局から来た』という人に、水道管の洗浄や浄水器を設置するように勧められました。どうしたらよいですか？

A 水道局職員を装ったり、水道局から依頼を受けたかのように思わせる悪質な勧誘が発生しています。

水道局では次のようなことは行っていません。



Check!!

水道管内の洗浄を勧める

浄水器などの器具の販売

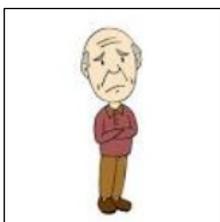
お客さまからの依頼のない点検

電話などでの調査や斡旋（あっせん）

水道局職員や受託業者が、水道メータの交換や水道メータの検針などでご家庭を訪問する際は、必ず身分証明書を携帯しています。

不審に思われた時は、これらの提示を求めるか、水道局までご連絡ください。

詳しくは [水道局営業課管理係 23-0361](tel:0977-23-0361) まで



Q 水道の使用量が前回は比べて多くなってしまいました。漏水しているかどうか、自分で調べることはできますか？

A お客さまのお宅の水道メーターで簡単に調べることができます。水道を使用していない状態で、水道メーターの中にあるパイロットが回っている場合は、水道メーターから蛇口までのどこかで水が漏れています。



水道メーター パイロット

Check!!

漏水修理をする場合は、必ず

「別府市水道局指定給水装置工事事業者（指定店）」

へ依頼してください。

給水装置の工事や漏水修理（蛇口やパッキンの取替を除く）は、指定店以外は施工できません。指定店ではない事業者が修理などを行った場合、一部水道料金の減額ができないことがあります。修理などを依頼される際には、必ずご確認ください。

詳しくは [水道局営業課計量係](tel:0977-23-0361) 又は [給水検査係 23-0361](tel:0977-23-0361) まで

Q マンションに住んでいるのですが、高架タンクや受水槽（以下、「貯水槽」）が汚れています。掃除などは誰が行うのですか？



A 水道局では行っていません。
貯水槽は、建物の所有者や管理を任されている管理会社などが清掃や点検などを行います。

また、水道局では次のようなことをお願いしています。



定期的な点検（マンホールが施設されているかなど）を行ってください。
貯水槽の清掃を1年以内ごとに1回以上行ってください。また、清掃は必ず専門業者に依頼してください。同様に、その周囲も清潔にしてください。
清掃終了後は、水質検査を行ってください。
変更や廃止をする場合は、水道局への届出をお願いいたします。

私たちが日頃、何気なく口にしている飲料水も、適正な維持管理が行われていなければ、きれいで安全な水の確保はできません。

アパートやマンションなどの居住者の方々が、安心して水が飲めるようご協力をお願いいたします。

詳しくは [水道局営業課給水検査係](#) 22-2555 まで



Q 冬に水が凍って出なくなりました。どうしたら良いですか？その対策方法も教えてください。

A 自然解凍を待つのが一番です。
とはいえ、食事・洗濯・トイレなど、水は必要不可欠なものですから、そんな悠長なことが言えないケースも多々あります。
ここでは、解凍方法の一例をお教えいたします。



屋外に設置されている剥き出しの蛇口や水道管を探す。
その部分にタオルをかけ、その上からゆっくりとぬるま湯をかける。
ご注意 必ずぬるま湯をかけてください。熱湯をかけると水道管の中で凍結した氷が膨張し、破裂する恐れがあります。



水道管の凍結には、その予防対策が効果的です。剥き出しの水道管に保温材や毛布等を巻き、その上からビニールテープなどでしっかりと巻いてください。

万が一、破裂した場合は、指定店へ依頼し修理を行ってください。

詳しくは [水道局営業課給水検査係](#) 22-2555 まで

水道局から生活に関するご案内

一部拡大しました!! 直結直圧給水

別府市では、4階建て以上のマンションやビルには、配水管網の都合上、貯水槽の設置を義務化（受水槽方式を採用）していましたが、特定の地域及び各種要件を満たした場合に限り、特例として4階及び5階建ての建物に対し直結直圧方式を採用することとしました。

建物の新築時はもとより、既存建物においても対象となります。

詳しくは [水道局営業課給水検査係](#) 22-2555 まで